

川口市自治基本条例がスタートしました!

4月1日に施行された「川口市自治基本条例」について紹介します

条例の全体像

すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感できる「ふるさと川口」の実現を目指して

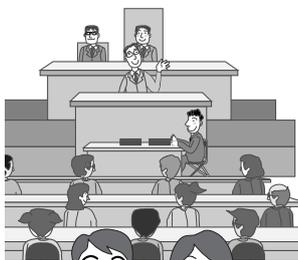


市民

市民の役割

主権者として市政に参加するよう努める

この条例では、「市民」を市内に在住・在勤・在学する人、または公益を目的として市内で活動する人としています。



信託



市

市の役割

主権者である市民の信託を受けて市政を運営する

この条例では、「市」とは、議会、市長その他の執行機関（職員を含む）としています。

基本的な決めごと

- ・市民の役割
- ・市の役割
- ・市民と市の協働
- ・危機管理

実現



自治

この条例では、「自治」を市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこととしています。

実現

川口市自治基本条例は、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としています

この条例の目的は、本市における自治の実現、すなわち市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、①「市民」の役割と権利、②「市」の役割と責務、③市政の運営に関する基本的な事項を定めています。

「市民」の役割としては、「自治」の実現のために主権者として市政に参加するように努めるものとします。

一方、「市」の役割としては、主権者の信託を受けて市政を運営するものとします。

そして、「市民」と「市」は、ともに市民が幸せに暮らせる地域社会を築く「自治」の実現を目指します。

なお、「市民」の市政参加に関する権利として、①意見を表明する権利、②情報を知る権利、③公平・誠実に扱われる

権利を条例の中で決めました。ただし、これらの権利は濫用してはならず、常に自治の実現のために行使することを認識することとしています。

これに対して、市政運営の原則として、①市民の意思の反映、②情報の公開・提供、③公平・誠実な市政の運営の役割を定めました。

このほか、「市民」は、相互に助け合うこと、市民活動・コミュニティ活動を尊重することを定め、事業者についても、社会的責任を認識することを定めています。

加えて、「市」では市政運営の原則に基づき、議会や行政運営の細かなルールを定めています。

自治基本条例の全条文と条例の手引きは、市ホームページと公共施設でご覧になれます。今後、自治基本条例の全条文と条例の解説を掲載したパンフレットを市民のみなさんに配布する予定です。なお、このパンフレットは、市内公共施設でも入手できます。

問い合わせ 総合政策課 ☎258-1110 内線 2130・2131